

石川県公報

平成29年6月2日
第13008号(金曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○保安林の指定予定の通知 (同)	4
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指 定 (同)	1	○特定非営利活動法人の設立認証申請公告(県民交流課)	4
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	2	○土地改良区の定款変更認可公告(農業基盤課)	4
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	2	○土地改良区の管理規定変更の認可公告(同)	5
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域 の指定 (廃棄物対策課)	2	○公共測量実施公告(監理課)	5
○保安林の指定予定の通知 (森林管理課)	3	○公共測量実施公告(同)	5
○保安林の指定予定の通知 (同)	3	○石川県公安委員会運営規則の一部を改正する規則	5
		○平成29.5.23第13005号中	6

告 示

石川県告示第282号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社サンウェルズ	金沢市米泉町2丁目76-1	サンウェルズ訪問看護ステーション	加賀市河原町ホ36番地	平成29年 4月21日
医療法人社団 押野新 生会	野々市市押野6丁目160 番地	デイセンター押野指定 通所リハビリテーショ ン事業所	野々市市押野6丁目155 番地	平成29年 5月9日

石川県告示第283号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社サンウェルズ	金沢市米泉町2丁目76-1	サンウェルズ訪問看護ステーション	加賀市河原町ホ36番地	平成29年 4月21日

医療法人社団 押野新 生会	野々市市押野6丁目160 番地	デイセンター押野指定 通所リハビリテーショ ン事業所	野々市市押野6丁目155 番地	平成29年 5月9日
------------------	--------------------	----------------------------------	--------------------	---------------

石川県告示第284号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成29年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	愛憎の嵐 引き裂かれた白下着	オ ー ピ ー 映 画
〃	疑心乱交 闇夜にうごめく雌尻	〃
〃	ももいろ絵本 イッてみよう、ヤッてみよう！	〃
〃	若妻乱熟 スワップでいきまくり	新 東 宝 映 画
〃	揉んで揉乳～む（もんでもにゅ～む） 萌えっ娘魔界へ行く	オ ー ピ ー 映 画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成29年6月2日

石川県告示第285号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成29年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2017年7月号 (04333-07)	(株)エイダブリュコーポレーション 金 沢 支 社
〃	NaiNaiプレス北陸 2017年7月号 (06805-07)	電 王 堂 出 版 (株)

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成29年6月2日

石川県告示第286号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のと

おり指定する。

平成29年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
7	鳳珠郡能登町字出津山分七字23番、26番、27番、28番1、30番、31番、32番及び33番の一部並びに鳳珠郡能登町字出津山分メ字16番3の一部、19番の一部及び54番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第13条の2第1号に掲げる埋立地

石川県告示第287号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成29年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

白山市中宮キ2の9、2の10、2の12、2の甲2の15から2の甲2の17まで、2の甲2の19、3の17、3の19、3の甲2の11、3の甲17

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第288号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成29年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保安林予定森林の所在場所

白山市曾谷町ツ35、36、37・38・40の2・41・42・52の3・52の4・子1・2の1(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)、2の2から2の4まで、3の1、3の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第289号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成29年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林予定森林の所在場所
小松市打木町ヨ3の3、3の4
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成29年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 申請のあった年月日
平成29年5月18日
- 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 額シエロ
- 代表者の氏名
西本 恭二
- 主たる事務所の所在地
金沢市南四十万1丁目255番地1
- 定款に記載された目的
この法人は、広く地域住民に対してサッカーの普及に関する事業を行うと伴にスポーツ団体に対して運営や活動支援・助言や援助に関する事業を行い、育成年代に必要な心身の健全育成、及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
安原地区土地改良区	平成29年5月24日
舟橋土地改良区	平成29年5月24日

土地改良区の管理規程変更の認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、次のとおり土地改良区の管理規程の変更を認可した。

平成29年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	管理規程の名称	認可年月日
手取川七ヶ用土地改良区	白山頭首工管理規程	平成29年5月24日

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、志賀町長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (デジタル空中写真撮影、写真地図作成)	平成29年5月23日から 平成30年3月16日まで	志賀町全域

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、白山市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年6月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 (デジタル空中写真撮影)	平成29年5月23日から 同年10月31日まで	白山市地内

公 安 委 員 会

石川県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月二日

石川県公安委員会

石川県公安委員会規則第五号

石川県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

石川県公安委員会運営規則(平成十三年石川県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「とつた」を「執つた」に改める。

第四条中「定例会議は、」の下に「原則として」を加える。

第十条中「ときは」の下に「、委員長又は委員は」を加え、「会議以外の方法で他の委員の意見を求め、過半数の意見をもって公安委員会」を「、委員会」に、「公安委員会」を「委員会」に、「行つた」を「行使した」に、「次の」を「事後速やかに」に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年六月一日から施行する。

正 誤

平成29年5月23日発行の石川県公報第13005号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
9	石川県労働委員会告示第1号	高井 哲郎	高井 哲郎